

倫理委員会議事次第

(第94回 2025年1月22日(水) 16:00~17:50)

I 開会

II 議題

協議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」の改正について

【資料1-1~1-4】

2. 倫理規則の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要について

【資料2】

報告事項

1. IESBA12月会議報告について(資料配布のみ)

【資料3】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料4】

III 閉会

以 上

資料	資料No.
独立性チェックリスト等の修正の方向性	1-1
(2025年1月14日時点) 独立性チェックリスト - 本文	1-2
(2025年1月14日時点) 独立性チェックリスト - 法令編	1-3
(2025年1月14日時点) 独立性チェックリスト - 倫理規則編	1-4
倫理規則の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要	2
IESBA 会議報告 (12月)	3
会員からの職業倫理相談状況	4

2024年1月22日
第94回倫理委員会
配付資料No. **1-1**

「監査人の独立性チェックリスト」の改正について

2025/1/22



改正の概要

主に次の点について、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」を改正する。

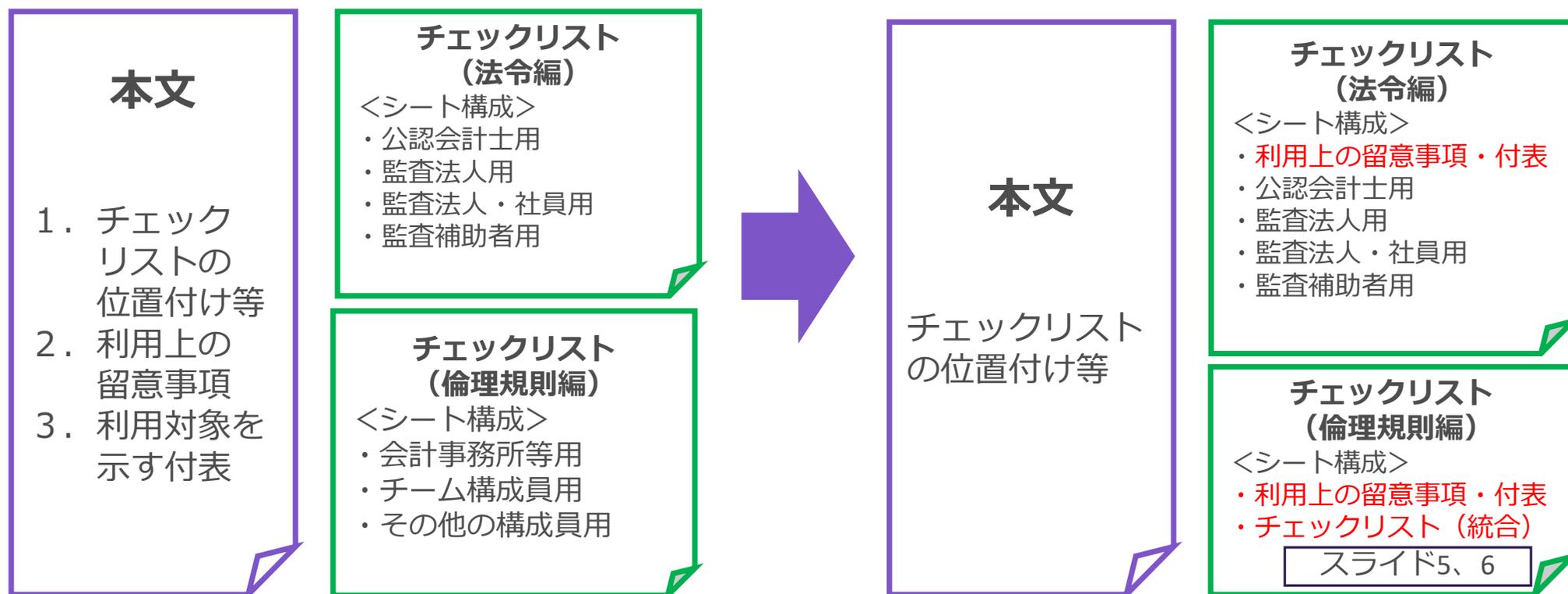
1. 2024年7月18日に改正された倫理規則（社会的影響度の高い事業体の定義／業務チームの定義及びグループ監査業務／テクノロジーに関する改正）に対応する項目の追加・修正
2. 形式の修正
（チェックリストの様式・使用方法についての見直し・本文とチェックリストの各記載内容の見直し）
3. その他の前回改正以降の気付き事項の反映

1. 2024年倫理規則改正を踏まえた対応

- 2024年7月に、倫理規則に次の論点に関する改正が行われており、改正された要求事項を中心にチェックリストの項目の追加・修正を行う。
 - ▶ 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（PIE）の定義に関する改正
 - ◆ R400.22項、R400.25項、R400.26項、R400.27項等
 - ▶ 業務チームの定義及びグループ監査業務に関する改正
 - ◆ セクション405で新設された要求事項全て、R360.6項～R360.28項等
 - ▶ テクノロジーに関する改正
 - ◆ 第520.6 A1項、第520.7 A1項等

2. チェックリストの様式等の修正1/3

- チェックリストの使いやすさを考慮し、本文及び各チェックリストのシートに掲載する事項の記載場所を、それぞれ次のように変更した。



2. チェックリストの様式等の修正 2/3

- 倫理規則編のチェックリストでは、これまでは、チェックを実施する主体ごとに「会計事務所等」「チーム構成員」「会計事務所等のその他の構成員」の三つのシートを設けていたが、一つのシートに統合した上で、利用者自らがチェックが必要な項目をソートして表示できるようにする。

(現行：3シートで管理)



(改正後)

1	2	A	B	C	D	E	F		G		H		I		J		K	
							【チェック欄】 会計事務所等	【チェック欄】 チーム構成員	【チェック欄】 会計事務所等の その他の構成員									
185			チェック項目	倫理規則	対象		該当あり	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし
			セクション410: 報酬															
			セクション410では、基本原則を遵守し、独立性を保持するとともに、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション120で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。 セクション330は、報酬及びその他の対価に関する取決めの水準及び内容が基本原則の遵守に対する自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある場合における、概念的枠組みの適用に関連する適用指針を定めている。本セクションは、依頼人に対して請求する報酬から生じる独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処を目的とした概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。 (注1) 倫理規則の本セクションに規定されている事項の検討に当たっては、適用指針も含めて確認した上で、概念的枠組みの適用を行う必要がある。 (注2) 本セクションに関し概念的枠組みを適用していない場合には、「該当あり」にチェックする。	410.1項 410.2項	—	All												
188			《監査報酬の水準》															
187			会計事務所等又はネットワーク・ファームが依頼人に対して監査以外の業務を提供することによって、監査報酬が影響を受けていますか？ ただし、依頼人に対する監査以外の業務の提供によって得られる経験の結果として達成される会計事務所等の費用の削減効果を考慮に入れる場合を除く。	R410.6項 R410.7項	●	All												
188																		

- チェックを実施する主体ごとに列を設けて、1シートにまとめる。
- チェック不要の項目はグレーアウトし、斜線を付す。
- 「塗りつぶしなし」でソートすることにより、チェックの必要がある項目だけが表示される。

2. チェックリストの様式等の修正 3/3

- 前スライドの統合に伴い、これまで各シートでそれぞれの確認対象に合わせて記載していたチェック項目の表現を、倫理規則本文の表現に統一する。

▶ 例：R521.8に関するチェック項目

	会計事務所等シート	チーム構成員シート	会計事務所等のその他の構成員シート
(現行)	会計事務所等は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか？	会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか？	会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか？
			
(改正後)	統合後：倫理規則本文の表現でチェック項目を統一		
	会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか？		

3. その他の前回改正以降の気付き事項の反映

- 「倫理規則編」のチェックリストを再確認し、付表の見直しや、表現の全体整合を図るための修正等を行った。
- 「法令編（監査法人・社員用のシート）」で、次の修正を行った。

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
その他			
<p>あなた又はあなたの配偶者は、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等の被監査会社等と、令第15条第6号イ（公務員関係）又はロ（役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの）のいずれかの関係を有していますか？</p> <p><u>(注) 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、上記のいずれかの関係を有している場合に法令違反になると考えられます。あなた又はあなたの配偶者が上記のいずれかの関係を有している場合には、法令違反になるかを適切に判断するために所属する監査法人の所管部署と連携することが考えられます。</u></p>	<p>令15①7 →法24①2,③ →令7①1~8 会337③1 府2②1</p>		

※このほか、公認会計士法施行令15条1項8号、及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令2条2項9号に関するチェック項目にも、同様の趣旨から修正を行っている。

- 法令では、監査法人の社員のうち半数以上の者が被監査会社と上記の関係を持っていた場合の監査業務の提供が制限されている。「監査法人・社員」のシートを社員個人が使用している中では、この項目に当てはまったからといって必ずしも法令違反となるわけではない。
- そのことを踏まえて、注意書きを追加した。



2024年1月22日
第94回倫理委員会
配付資料No. **2**

タックス・プランニング業務及び関連業務に関する 倫理規則の改正公開草案に対するコメントの状況

2025/1/22



公開草案に対するコメントの数

- 2024年11月20日に公表した、タックス・プランニング業務及び関連業務に関する「倫理規則」の改正に関する公開草案に対して、3個人からコメントが寄せられた。
 - ▶ 本会の個人会員…3人（2名が個人の税理士事務所を開業する会員、1名が税務業務に関与していない会員）
- コメント総数は19件（同意意見を含む。）

公開草案に対する質問事項

1. 倫理規則において、所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務（セクション280）と依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務（セクション380）に関する規定を設けることに同意するか。
2. 公開草案の趣旨を踏まえ「信頼できる根拠」という用語を使用することに同意するか。
3. スタンドバック・テスト（※1）の取扱いについて同意するか。
4. その他の意見

※1 会員が職業的専門家としての判断を行使し、利害関係者の当該タックス・プランニングに対する見方次第で生じる可能性がある風評、ビジネス上の影響及びより広範な経済的影響について検討すること（公開草案R280.14項／R380.14項参照）。

質問事項に対するコメントの件数

項目	件数	主なコメント
1. 規定の新設について	6	税理士法・我が国の税理士制度との整合性
2. 信頼できる根拠	3	公認会計士兼税理士のみが業務を制限されることにならないか、「信頼」の対象、信頼の程度の判断
3. スタンドバック・テスト	3	タックス・プランニング業務を提供しない場合の依頼人への説明の必要性
4. その他（タックス・プランニング）	6	附則の表現、JP項の規定上の位置、JP項の趣旨
5. その他（別テーマ）	1	犯罪収益移転防止法に関する要改正点
合 計	19	

今後の予定

- ~ 2月上旬 作業部会におけるコメント検討
- 3月7日 倫理委員会 有識者懇談会
- 4月3日 倫理委員会
- 4月17、18日 常務理事会、理事会
- 7月23日 定期総会
- 7月頃 確定公表



2024年1月22日
第94回倫理委員会
配付資料No. **3**

IESBA会議（2024年12月）報告

2025/1/17



会議の概要

- 2024年12月2日から6日の5日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー17名全員が対面で参加した。
- 次回の会議予定：2025年3月10日から12日までの計3日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

会議の内容

- **サステナビリティ（最終文案検討及び承認）**
- **外部の専門家の作業の利用（最終文案検討及び承認）**
- **会計事務所等の文化及びガバナンス（最終報告書検討）**
- **中間サイクル戦略レビュー（Mid-Cycle Strategy Review）【新規】**
- **採用と実施(Adaption & Implementation: A&I)【新規】**
- **PIEのロールアウト（アップデート）**

サステナビリティ（1/4）

- サステナビリティに関するIESBA倫理規程改訂案は、2024年12月のボード会議において最終版が承認された（ボードメンバー反対1名、残り16名賛成）。
 - ▶ 反対を表明したボードメンバーは、会計士以外の業務実施者が利用することを想定している独立性基準の複雑性、特に、バリューチェーンに対する保証業務実施者の独立性に関する要求事項に関する懸念を示した。
- なお、EDの具体的な修正案が検討された結果、根幹的な内容に関する修正は行われなかった。
- PIOBから承認を得られ次第、2025年1月にBasis for Conclusion（結論の背景）とともに最終版が公表予定である。

サステナビリティ（2/4）

- 適用日（早期適用可及び推奨）

- ▶ **パート1から4までの改訂、下記以外のパート5の規定**

- ◆ **2026年12月15日以後**に開始する事業年度、又は**2026年12月15日以後**の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用

- ▶ **議論の結果、セクション5405及び5406におけるバリューチェーン構成単位（VCC）に関する規定の適用日を延期することとなった。**

- ◆ **2028年7月1日以後**に開始する事業年度、又は**2028年7月1日以後**の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用

- **非保証業務（セクション5600の規定に基づき提供が禁止されるNAS）に関する経過措置**

- ▶ **上記適用日よりも前に**、ファーム又はネットワーク・ファームが、サステナビリティ保証業務の依頼人とNASの提供に関する契約を締結し、業務に着手している場合、ファーム又はネットワーク・ファームは、当初の契約条件に従って業務を完了するまで、**1報告サイクル（one-reported cycle）を超えない範囲で**当該契約を継続することができる。

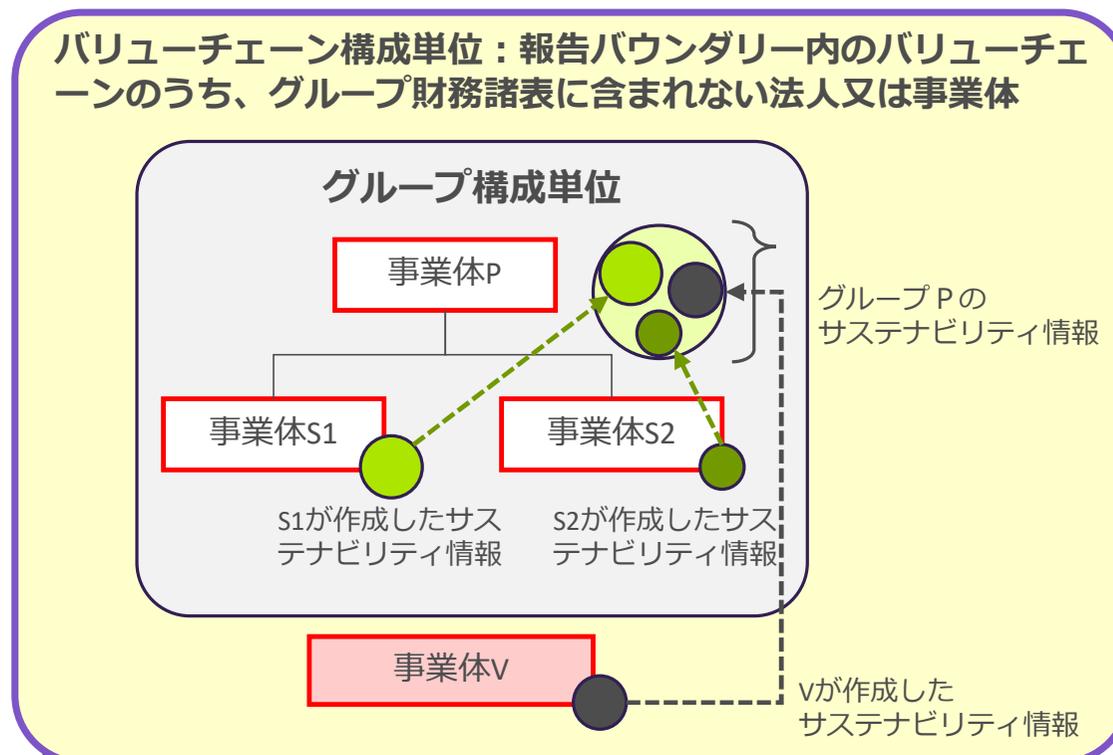
サステナビリティ（3/4）

次のセクションにおけるVCCに関する規定が、適用延期の対象となる。

- セクション5405「グループサステナビリティ保証業務」
- セクション5406「サステナビリティ保証業務において保証業務の作業を行った他の業務実施者」

サステナビリティ保証業務における情報の範囲

バリューチェーン構成単位：報告バウンダリー内のバリューチェーンのうち、グループ財務諸表に含まれない法人又は事業体



報告バウンダリー：企業がサステナビリティ情報に含めるべき活動、業務、関係やリソースなど

サステナビリティ（4/4）

- セクション5405及び5406におけるVCCに関する規定の適用日を延期するに当たり、IESBAは当該規定の適用までの延期期間に次の事項を行うことを求めている。
 - a. VCCにおいて保証業務の作業を実施するファーム又は構成単位における業務実施者は、セクション5120に定められた概念的枠組みを適用し、当該保証業務に関連する独立性の阻害要因の識別、評価及び対処を行わなければならない。
 - b. グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームが他の業務実施者の保証業務の作業を利用する場合、当該ファームは、当該業務実施者の独立性を確認するために、その業務実施者の保証報告書における独立性の表明、又はその他の独立性の主張を利用することができる。
 - c. グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームは、IESSAに規定された保証業務の適用日の延期に従い、IESSAに基づくVCCでの保証業務に適用可能な特定の独立性に関する規定が適用されていないことを開示しなければならない。

外部の専門家の作業の利用

EDの具体的な修正案が検討された結果、根幹的な内容に関する修正は行われなかった。

- サステナビリティと同様、今回の会議において改訂案が承認されたため、PIOBから承認を得られ次第、2025年1月にBasis for Conclusion（結論の背景）とともに公表予定である。
- サステナビリティと同様の適用日となる（**2026年12月15日以後に開始する事業年度、又は2026年12月15日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用**）。
- また、IAASBとのコーディネーションを実施している。
 - ▶ IAASBは、2024年12月から新プロジェクト「Narrow Scope Amendments Arising from IESBA's Using the Work of An External Expert Project」を開始しており、2025年3月に提案書、2025年6月に公開草案が承認される予定である。
 - ▶ IESBAは、当該プロジェクトに関してIAASBとのコーディネーションを継続し、IESBAの「専門家の利用」プロジェクトの情報を共有等する予定である。

会計事務所等の文化及びガバナンス（1/5）

- 大手会計事務所の非倫理的な行為を受けて、本テーマが戦略及び作業計画2024-2027の優先課題となった。
- 前回9月会議では、ワーキング・グループ（WG）作成の予備的報告書（Preliminary Report）が示された。今回の会議では、それを基礎として作成された最終報告書（Final Report）案が議論され、承認された。
- 当該報告書において、WGは次の事項に関する所見を述べている。
 - ▶ 公共の利益の問題 ▶ 強固な倫理的文化による倫理的行動の促進
 - ▶ 倫理的価値観及び公共の利益に対するコミットメントを伴うリーダーシップ
 - ▶ 倫理的な会計事務所等に共通する特徴
 - ▶ 倫理的価値観を優先する文化及びガバナンスの枠組み
 - ▶ IESBA倫理規程の役割 ▶ エコシステム ▶ 会計事務所等に対する外部投資

会計事務所等の文化及びガバナンス（2/5）

- また、WGは、最終報告書における所見を踏まえ、次のような提言を含む会計事務所等の文化及びガバナンスに関するプロジェクト提案書を取りまとめた。
 - ▶ 2025年第1四半期に最終報告書と併せて要約文書の公表を提言する。
 - ▶ 会計事務所等の文化及びガバナンスに関し、2025年に2つのワークストリーム（IESBA倫理規程改訂のための基準設定プロジェクト、非公式文書（Non-Authoritative Material: NAM）の作成）を開始することを提言する。
 - ▶ 倫理的価値観を取り入れ、強固な倫理的な文化を確立するために、会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定を設けるための基準設定プロジェクトを提言する。
 - ▶ 会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定は、原則主義に基づき、会計事務所等の全ての業務領域に柔軟に適用できるものとすることを提言する（例えば、INEの利用に関して、会計事務所等の規模の閾値を設けるかどうかを検討する。）。

会計事務所等の文化及びガバナンス（3/5）

- 会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定は、次の重要な事項を取り扱う。
 - ▶ 会計事務所等内の倫理的価値観及び行動の推進及び監視に対してコミットメントを示し、責任を負うリーダー
 - ▶ 倫理的な行動を支援及び促進するための全社的なガバナンスの枠組み
 - ▶ 会計事務所等全体に浸透し、全ての社員等及び職員に適用可能な説明責任の仕組み
 - ▶ 独立した個人（INE等）によるインプット
 - ▶ 報酬及び表彰を含む、倫理的な行動にインセンティブを与える業績評価管理
 - ▶ 規制当局やその他の利害関係者に対する倫理的な実績についての透明性の保持
 - ▶ オープンな議論と異議を唱えることを推奨
 - ▶ 倫理的な行動の重要性を強調する教育及び訓練プログラム
 - ▶ 会計事務所等の倫理的な実績を監視し、改善するための仕組み

会計事務所等の文化及びガバナンス（4/5）

- 基準設定プロジェクトを補完するために、例えば、次のトピックに関して、NAMの作成を提言している。
 - ▶ 倫理的な行動を促すための倫理的な文化の重要性
 - ▶ 倫理的な会計事務所等において共通する特徴
 - ▶ 倫理的な行動の促進におけるエコシステム内の利害関係者の貢献

会計事務所等の文化及びガバナンス（5/5）

今後のスケジュール

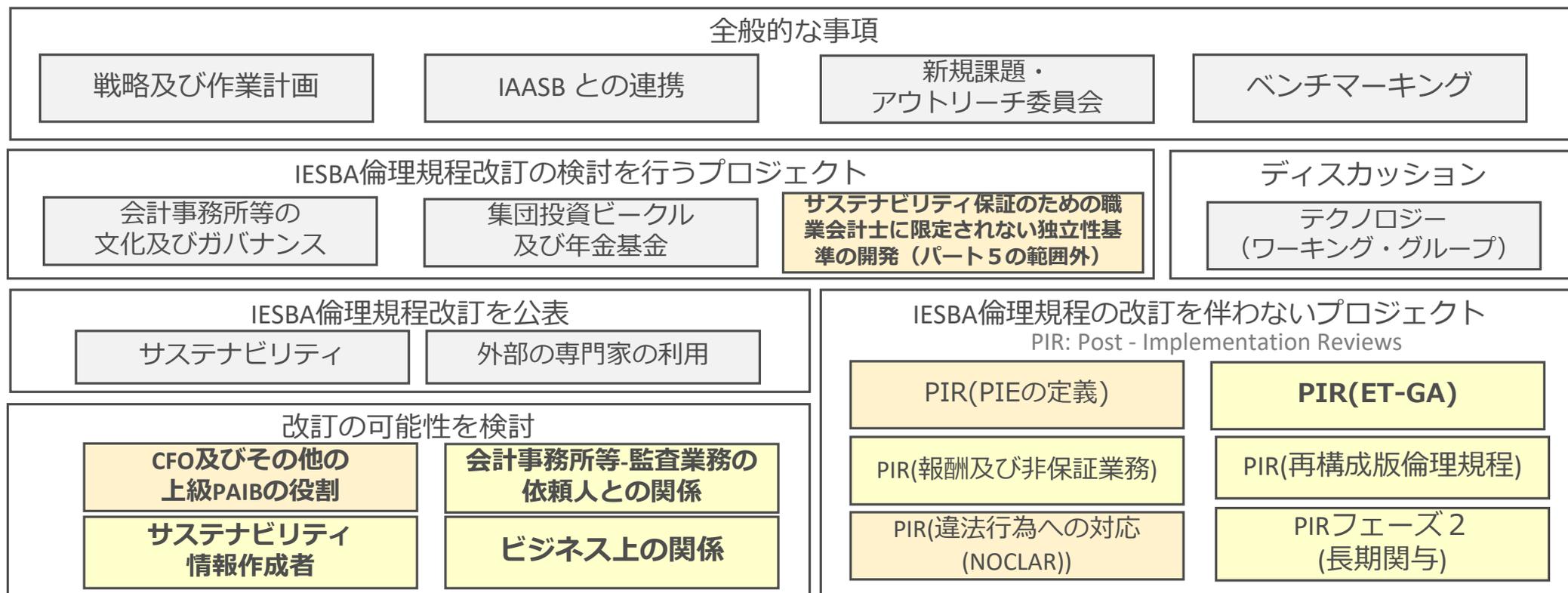
NAM
の
公表

2024年12月	最終報告書案の承認
2025年第1四半期	最終報告書及び要約文書の公表
2025年3～4月	グローバル・ラウンドテーブル（4か所※）
2025年10月	SACミーティング
2025年12月	IESBA倫理規程公開草案の承認
2026年9月	コメント分析及び公開草案後の初読
2026年10月	SACミーティング
2026年12月	IESBA倫理規程改訂案の承認

※ ニューヨーク、メルボルン、クアラルンプール、ヨーロッパ（未定）

IESBAにおける2025年以降の主要なプロジェクト全体像

2025年以降、IESBAは、次のようなプロジェクトの進行を予定している。



: 2025年から進行予定のプロジェクト
 : 2026,2027年から進行予定のプロジェクト
 : それ以外の進行中のプロジェクト

採用と実施(Adaption & Implementation: A&I)

WGは、IESBA倫理規程のA&Iについて2つのフェーズを提案した。

- フェーズ1：サステナビリティ及び専門家の利用に関する倫理規程のA&Iを実施
 - ▶ 規定の改訂や結論の背景だけでなく、FAQ、導入ガイドやビデオコンテンツなど、多様な公表物を作成する。
 - ▶ 国際会計士連盟（IFAC）、国際監査・保証基準審議会（IAASB）、国際認定フォーラム（IAF）、各法域の規制当局や基準設定主体などの多様な利害関係団体と連携・協力を行う。
- フェーズ2：その他のIESBA倫理規程全般に関する広範的A&Iに取り組む。



2025年1月22日
第94回倫理委員会
配付資料No. **4**

会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2025/1/22



会員からの職業倫理相談状況（2024年11月）

- 2024年11月28日：2件
- 相談カテゴリー
 - 報酬依存度（1件）、就職制限（1件）

作業部会 審議日		相談事項
11月28日	①	報酬依存度における関連企業等の取扱い及び算定期間について
	②	被監査会社の定時株主総会前後における監査法人を退職した社員の就職制限について

- なお、2024年10月及び12月の職業倫理相談作業部会は、審議対象となる相談事項が0件のため開催は中止となった。

